

**横浜型地域包括ケアシステムプロモーション実施支援業務委託  
受託候補者特定に係る実施要領**

(趣旨)

第1条 横浜型地域包括ケアシステムプロモーション実施支援業務委託の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績
  - (2) 業務実施体制
  - (3) 提案内容
  - (4) ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、地域包括ケアシステムプロモーション戦略の策定及び実施支援業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定め

る事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着目点、評価項目及びその比率並びに評価基準の確認
  - (3) 評価の集計及び報告
  - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 健康福祉局総務部企画課長
  - 委員 健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課長
  - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長
  - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長
  - 委員 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課長
  - 委員 医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長
- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、事業担当課の長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
- 6 評価の合計点数が6割に満たない事業者は、選定対象外とする。
- 7 評価が同点となった場合、上位者を決定させるために、評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行う。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行わない。
- (1) 提案内容
  - (2) 本業務の実施体制
  - (3) (2)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。  
票数が同数の場合には委員長の判断により決定する。
- 8 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 9 評価委員会は非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年2月13日から施行する。